

# 国立情報学研究所におけるジャパンリンクセンター準会員事務取扱規程

〔平成26年6月1日  
制 定〕

最近改正 令和5年2月16日

## (目的)

第1条 この規程は、ジャパンリンクセンター（以下「JaLC」という。）参加規約（令4年9月29日改正）の定めに基づき、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）のJaLC準会員に関する事務について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 デジタルオブジェクト識別子（以下「DOI」という。）とは、電子的学術コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）へ付与される国際的な識別子をいう。コンテンツの所在情報と合わせて管理することで、コンテンツへの永続的なアクセスが可能になる。
- 二 JaLCとは、国立研究開発法人 科学技術振興機構、国立研究開発法人 物質・材料研究機構、国立国会図書館、研究所の4機関が共同で運営する、日本におけるDOI登録機関をいう。
- 三 JaLC正会員（以下「正会員」という。）とは、JaLC参加規約第3条に定める法人又は団体をいう。
- 四 JaLC準会員（以下「準会員」という。）とは、JaLC参加規約第11条の定めに基づき、正会員である研究所から参加を推薦された法人又は団体をいう。
- 五 JaLC運営委員会とは、JaLCの運営方針や会員の入会審査等について協議を行う機関をいう。
- 六 Crossref DOIとは、国際的なDOI登録機関であるCrossrefによって定められたDOIをいう。
- 七 DataCite DOIとは、国際的なDOI登録機関であるDataCiteによって定められたDOIをいう。

## (参加の資格)

第3条 研究所は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者を、準会員としてJaLC運営委員会に推薦する。

- 一 JaLC参加規約第11条に該当する機関
- 二 学術機関リポジトリを所有する国内の機関
- 三 学術機関リポジトリデータベース（IRDB）へデータ提供を行っている機関

(規程の遵守)

第4条 研究所は、この規程及び JaLC 参加規約を遵守する。

- 2 準会員は、この規程を遵守し、研究所による JaLC 参加規約の遵守に協力する。
- 3 研究所は、この規程に定める事項の遵守を行わない準会員について、JaLC 運営委員会へ準会員取り下げの申請を行うことができるものとする。

(事務手続の範囲)

第5条 研究所で行う事務手続の範囲は、当該各号に定めるところによる。

- 一 準会員への参加を希望する機関から、所定の様式の申請を受領し、第3条の定めに従って JaLC 運営委員会へ推薦する。
- 二 準会員から、申請事項の変更の届出を受領し、JaLC 運営委員会へ通知する。
- 三 準会員から、退会の申請を受領し、JaLC 運営委員会へ通知する。
- 四 準会員の DOI の登録にあたり経費が発生する場合、JaLC 事務局からの請求に基づき、準会員に実費を請求する。

(事務の担当)

第6条 この規程に関する事務は、学術基盤推進部学術コンテンツ課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月16日から施行する。